

さいきこどもエコマイスター制度認定要綱

(目的)

第1条 本制度は、自然環境の保全や環境への負荷を抑えた循環型社会、地球温暖化対策等について学ぶことを通じて佐伯市の児童・生徒の環境意識の高揚を図り、当市の豊かで美しい自然を愛し、次世代に繋げていく担い手を育成する起点になることを目的とする。

(名称)

第2条 さいきエコマイスター（以下「エコマイスター」という。）による環境学習等及び学校等において環境についての学習を行った児童・生徒で、本制度の趣旨に賛同し認定を受けた者をさいきこどもエコマイスター（以下「こどもエコマイスター」という。）と称する。

(対象)

第3条 こどもエコマイスターの認定を受ける者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 環境についての学習を一年度継続して行った者。
- (2) 前号の学習期間中、さいきエコマイスター派遣制度を利用した学習会を1回以上受講した者。
- (3) 学習の成果物の写しを提出した者。
- (4) 市内に居住している者又は通学している者。

(申請)

第4条 こどもエコマイスターの認定申請は、次に掲げる手続によるものとする。

- (1) こどもエコマイスターの認定を希望するものは、さいきこどもエコマイスター登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときには、さいきこどもエコマイスター認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(庶務)

第5条 本制度に関する事務は、市民生活部環境対策課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月13日から施行する。

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。